

長野市子どもの貧困対策計画（案）に対する 市民意見の募集（パブリックコメント）の実施について

1 趣旨

長野市子どもの貧困対策計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、計画案の内容を公表し、市民等から広く意見の提出を受け、寄せられた意見等を考慮して最終案を決定する過程を通じて、計画策定への市民参加の機会を確保するとともに、市民等に対する説明責任を果たし、市民等とのパートナーシップによる行政運営と計画の透明性の確保を図るため、「長野市まちづくり意見等公募制度実施要綱」に基づき実施するもの

2 公表資料

計画（案）及び計画（案）の概要版

3 募集期間

令和4年11月21日(月)～令和4年12月19日(月)（必着）

4 公表方法・資料の閲覧

- (1) 公表方法 広報ながの12月号、記者会見（11月21日）、市ホームページ
- (2) 資料の閲覧場所 市ホームページ、市役所子育て家庭福祉課（第二庁舎2階）・行政資料コーナー（第一庁舎3階）、各支所

5 意見等の提出方法・提出先

- 市ホームページ「ながの電子申請サービス」から所定のフォームへ入力
- 資料の閲覧場所に設置する所定の意見・提案用紙に記入の上、
 - ・閲覧場所窓口へ持参
 - ・郵送、FAX、メールのいずれかにより子育て家庭福祉課へ送付（メールの場合は本文に直接入力）
- 記録の正確性を期すため電話や口頭による意見等は受け付けない（自書が困難な人は個別に対応）。

6 意見等の反映方法

意見等は計画に反映できるものとできないものに分類して整理し、社会福祉審議会児童福祉専門分科会において意見等を反映した計画答申案の内容を協議する。

7 意見等の公表

- 意見等の内容は、個人情報を除いて、計画答申案への反映状況等と併せて市ホームページで公表する。
- 意見等への個別の回答は行わない。

8 パブリックコメント実施後のスケジュール（予定）

令和5年1月	児童福祉専門分科会	パブリックコメントの結果報告、計画答申案の協議・決定
2月	社会福祉審議会（本会）	分科会から計画答申案の報告、決定
	答申 庁議	社会福祉審議会から市長へ答申 計画の決定
4月	計画施行	